

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部を改正する省令

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）の施行に伴い、税関職員が納付受託者の事務所に立入検査を行う際に携帯する身分を示す証明書について、所要の規定の整備を行うこととする。（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令関係）
- 2 この省令は、令和4年4月1日から施行することとする。